

★ 広島県新しい公共支援事業基金条例（条例第一号）（県民活動課）

一 制定の理由

新しい公共支援事業交付金が国から交付されることに伴い、「新しい公共」の担い手である特定非営利活動法人その他の営利を目的としない団体又は組織（以下「特定非営利活動法人等」という。）の自立的な活動を促進するための事業の実施に必要な経費の財源に充てる基金を設置した。

二 条例の内容

1 積立金の額

- (一) 基金として積み立てる額は、予算で定める。
- (二) 国から交付された新しい公共支援事業交付金相当額は、この基金に積み立てる。

2 管理の方法

- (一) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- (二) 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

4 処分

基金は、特定非営利活動法人等の自立的な活動を促進するための事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

5 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

6 相殺のための取崩し

基金に属する現金を預金等として金融機関等に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

三 施行期日

平成二十三年三月十四日

★ 広島県農林水産振興資金特別会計条例（条例第二号）（農業経営課）

一 制定の理由

農業改良資金助成法等の一部改正により、農業改良資金に係る県の貸付事業と共に当該事業等の経理に係る特別会計が廃止されたが、当該資金の償還等が完了するまでの間、引き続き、当該経理を特別会計により行うこととするため、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

- 1 農業改良資金及び就農支援資金に係る貸付事業の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理することとした。
- 2 沿岸漁業改善資金助成法及び林業・木材産業改善資金助成法の規定により特別会計を設けて行うこととされている経営等改善資金、青年漁業者等養成確保資金及び林業・木材産業改善資金に係る貸付事業の経理は、1の特別会計において併せて行うものとした。
- 3 その他必要な事項を定めた。

三 施行期日等

- 1 施行期日
平成二十三年四月一日
- 2 経過措置

この条例の施行前に農林水産振興資金特別会計に属する権利及び義務は、二一の特別会計に帰属するものとする。

★ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第三号）（人事課）

一 改正の要旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、新たに育児休業を取得することができることとなる職員について、必要な規定の整備を行った。

二 施行期日

平成二十三年四月一日

★ 広島県職員定数条例等の一部を改正する条例（条例第四号）（行政管理課）

一 改正の理由

事務事業の見直し等及び警察法施行令の一部改正に伴い、職員定数（定員）を変更するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 広島県職員定数条例の一部改正

最小の経費で最大の効果を発揮し、県民サービスのより一層の向上を図るため、効率的な組織体制の整備、職員の業務効率の向上などの行政改革に取り組み、知事の事務部局等の職員の定数を次のとおり改正した。

区 分	改正前	改正後	改正による増減
知事の事務部局の職員	四、三五一人	四、二九一人	△六〇人
議会の事務部局の職員	四七人	四六人	△一人
教育委員会の事務部局の職員	三五三人	三五〇人	△三人
労働委員会の事務部局の職員	一五人	一四人	△一人

2 広島県学校職員定数条例の一部改正

児童生徒数の減少などに伴い、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員（以下「県立高等学校等教職員」という。）並びに市町立学校県費負担教職員の定数を次のとおり改正した。

区 分	改正前	改正後	改正による増減
県立高等学校等教職員	五、二〇七人	五、二二二人	一五人
市町立学校県費負担教職員	一四、九五六人	一四、八五〇人	△一〇六人

3 広島県警察職員定員条例の一部改正

警察法施行令の一部改正に伴い、警察官の定員及びその階級別定員を次のとおり改正した。

区 分	改正前	改正後	改正による増減
警察官	五、〇八一人	五、一〇五人	二四人
警部	三三九人	三三〇人	一人
警部補	一、四八四人	一、四九一人	七人
巡査部長	一、五三六人	一、五四三人	七人

三 施行期日

平成二十三年四月一日

巡查

一、五八二人

一、五九〇人

九人

★ 広島県局設置条例の一部を改正する条例（条例第五号）（行政管理課）

一 改正の理由

「ひろしま未来チャレンジビジョン」の推進に向け、企画・調整機能及び施策マネジメントの強化を図るとともに、地域の活力の維持・向上に向け、豊かな地域づくり施策の推進を図ることを目的として、組織機構の再編整備を行うため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 組織機構の再編整備

改正前		改正後	
名称	分掌事務	名称	分掌事務
総務局	(一) 職員の進退及び身分に関する事項 (二) 議会及び県の行政一般に関する事項 (三) 県の予算、税その他の財務に関する事項 (四) 条例の立案その他他の局の主管に属しない事項	総務局	(一) 県行政の基本的事項の企画及び総合調整に関する事項 (二) 職員の進退及び身分に関する事項 (三) 議会及び県の行政一般に関する事項 (四) 県の予算、税その他の財務に関する事項 (五) 統計に関する事項 (六) 条例の立案その他他の局の主管に属しない事項
企画振興局	(一) 県行政の基本的事項の企画及び総合調整に関する事項 (二) 地域振興及び中山間地域対策の推進及び総合調整に関する事項 (三) 市町その他公共団体の自治の振興に関する事項 (四) 統計に関する事項	地域政策局	(一) 地域振興及び中山間地域対策の推進及び総合調整に関する事項 (二) 市町その他公共団体の自治の振興に関する事項

2 関係条例の一部改正

組織機構の再編整備に伴い、附属機関の庶務の処理に係る規定を整理するため、関係条例について、所要の改正を行った。

三 施行期日

平成二十三年四月一日

★ 広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例（条例第六号）（行政管理課）

一 改正の要旨

平成二十三年三月三十一日をもって広島県広島港湾振興事務所所管の地方港湾大柿港並びに美能漁港、畑漁港、深江漁港及び柿浦漁港が江田島市に移管されることに伴い、同事務所に係る規定を整理した。

二 施行期日

平成二十三年四月一日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例等の一部を改正する条例（条例第七号）
（行政管理課）

一 改正の要旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び水質汚濁防止法の一部が改正されたことに伴い、次に掲げる条例について、引用条項の整理を行った。

- 1 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
- 2 広島県手数料条例
- 3 広島県産業廃棄物埋立税条例
- 4 広島県生活環境の保全等に関する条例

二 施行期日

- 1 2 以外の改正 平成二十三年四月一日
- 2 一 1（水質汚濁防止法に関するものに限る。）及び一 4の改正 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日

★ 広島県手数料条例及び県立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（条例第八号）（財政課）

一 改正の要旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく熱回収施設設置者の認定申請手数料等を定めるなど、次の表に掲げる条例に定める手数料等の改正を行った。

条 例	手 数 料 等 の 改 正 内 容
広島県手数料条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく熱回収施設設置者の認定申請手数料等の新設 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく犬又はねこの引取手数料の新設 保険業法等の一部を改正する法律に基づく特定保険業の認可申請手数料の新設 生殖医療に係る検査料の上限額の改定
県立病院使用料及び手数料条例	

二 施行期日

- 1 2及び3以外の改正 平成二十三年四月一日
- 2 保険業法等の一部を改正する法律に基づく特定保険業の認可申請手数料に関する改正
 正 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日
- 3 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく犬又はねこの引取手数料に関する改正

平成二十三年七月一日

★ 広島県庁舎整備基金条例の一部を改正する条例（条例第九号）（財産管理課）

一 改正の要旨

広島県庁舎整備基金を財政の健全な運営に資するために要する経費の財源に充てられるよう、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十三年四月一日

★ 広島県高等学校授業料減免等事業基金条例の一部を改正する条例（条例第十号）（学事課）

一 改正の要旨

国から交付される高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金による基金事業が拡充されたことに伴い、広島県高等学校授業料減免等事業基金を県が実施する入学期の減免に要する費用を助成する事業に必要な経費の財源に充てられるよう、同基金の目的を改正した。

二 施行期日

平成二十三年三月十四日

★ 広島県環境保全基金条例の一部を改正する条例（条例第十一号）（環境政策課）

一 改正の要旨

広島県環境保全基金を積極的に活用して、地域環境の保全に関する普及啓発及び地域の環境保全活動の推進に係る事業を実施できるよう、必要な規定の整理等を行った。

二 施行期日

平成二十三年三月十四日

★ 大規模社会福祉施設等建設基金条例の一部を改正する条例（条例第十二号）（健康福祉
総務課）

一 改正の要旨

大規模社会福祉施設等建設基金について、広島県地域福祉基金を廃止する際の残額を積み立てられるようにするなど、その原資を柔軟に確保し、より積極的に活用できるようにするため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十三年四月一日

★ 広島県安心こども基金条例及び広島県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例
(条例第十三号) (こども家庭課)

一 改正の要旨

住民生活に光をそそぐ交付金が国から交付されることに伴い、広島県安心こども基金及び広島県自殺対策緊急強化基金を同交付金による事業に要する経費の財源に充てられるようにするなど、必要な規定の整備を行った。

二 施行期日

平成二十三年三月十四日

★ 広島県介護基盤緊急整備等基金条例の一部を改正する条例（条例第十四号）（高齢者支援課）

一 改正の要旨

介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金が国から交付されることに伴い、広島県介護基盤緊急整備等基金を地域の連携体制の構築支援等の事業に要する経費の財源に充てられるよう、同基金の目的などを改正した。

二 施行期日

平成二十三年三月十四日

★ 広島県緊急雇用対策基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第十五号）（雇用基金特別対策プロジェクト・チーム）

一 改正の要旨

国から交付される緊急雇用創出事業臨時特例交付金による基金事業が拡充されること及び当該事業の実施期間が延長されることに伴い、広島県緊急雇用対策基金を引き続き当該事業の財源に充てられるよう、必要な規定の整理等を行った。

二 施行期日

平成二十三年三月十四日

★ 広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（条例第十六号）（港湾振興課）

一 改正の要旨

1 港湾の利用の促進及び一般旅客定期航路事業に係る航路の維持を図ることを目的として、広島港等の港湾施設の係船料又は使用料について、次のとおり軽減措置を講じた。

(一) 広島港出島地区、福山港箕沖地区の国際海上コンテナターミナルに係る係船料又は使用料について、平成二十四年三月三十一日までの間、軽減措置を講じた。

(二) 高速道路料金の無料化社会実験の影響を受ける一般旅客定期航路事業の用に供されている港湾の係船料について、平成二十二年七月一日から平成二十三年三月三十一日までの間、免除措置を講じた。

2 デジタ―船舶に供する港湾施設の係船料を新たに定めた。

3 目的外使用料の使用期間に対する端数処理方法等について、所要の改正を行った。

二 施行期日等

1 施行期日

公布の日から起算して三〇日を経過した日。ただし、一(二)については公布の日、一(一)については平成二十三年五月一日

2 遡及適用

一(二)については、平成二十二年七月一日から適用する。

★ 広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例（条例第十七号）（教育委員会）

一 改正の要旨

広島県立自彊高等学校及び広島県立高宮高等学校を廃止するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十三年四月一日

★ 広島県土地開発基金条例を廃止する等の条例（条例第十八号）（財産管理課）

一 提案の要旨

公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することを目的として設置された広島県土地開発基金による事業の必要性が乏しくなったことに伴い、当該基金を廃止するため、広島県土地開発基金条例を廃止するなど、関係条例について必要な整備を行った。

1 広島県土地開発基金条例の廃止

2 関係条例の一部改正

条 例 名	改 正 の 内 容
広島県公共用地等取得事業特別会計条例	広島県土地開発基金の廃止に伴い、広島県公共用地等取得事業特別会計の当該基金に係る規定を整理する。
広島県公営企業の設置等に関する条例 広島空港県営駐車場管理条例	広島県土地開発基金の廃止に伴い、広島県土地造成事業会計において広島空港県営駐車場の用に供している土地等を一般会計へ移管するため、必要な規定を整理する。

二 施行期日

平成二十三年四月一日

★ 広島県地域福祉基金条例を廃止する条例（条例第十九号）（地域福祉課）

一 廃止の要旨

地域福祉の向上を図り、住みよい福祉社会を築くことを目的とした事業を実施するために設置された広島県地域福祉基金による事業が終了することに伴い、当該基金を廃止するため、広島県地域福祉基金条例を廃止した。

二 施行期日

平成二十三年六月一日

★ 広島県立大野寮設置及び管理条例を廃止する条例（条例第二十号）（障害者支援課）

一 廃止の要旨

知的障害者に対する訓練等を行う民間のサービスの普及により広島県立大野寮が提供する当該訓練等を行うサービスの必要性が低下したことに伴い、当該施設を廃止するため、広島県立大野寮設置及び管理条例を廃止した。

二 施行期日

平成二十三年四月一日

★ 広島県中山間地域等直接支払事業基金条例を廃止する条例（条例第二十一号）（農業経営課）

一 提案の要旨

毎年度国から交付される中山間地域等直接支払交付金の相当額を広島県中山間地域等直接支払事業基金に積み立て、当該基金から所要額を取り崩して事業の財源に充てていたところ、年度毎に所要額が同交付金として交付されることとなったことに伴い、不要となった当該基金を廃止するため、広島県中山間地域等直接支払事業基金条例を廃止した。

二 施行期日等

1 施行期日

平成二十三年四月一日。ただし、2については、平成二十三年三月十四日

2 基金廃止前における措置

平成二十三年四月一日前において、広島県中山間地域等直接支払事業基金の残額に相当する額を国に納付するために、当該基金を処分することができるものとする。

★ 広島県広島西飛行場条例を廃止する条例（条例第二十二号）（空港振興課）

一 廃止の要旨

広島県広島西飛行場を広島市に移管することに伴い、当該施設を廃止するため、広島県広島西飛行場条例を廃止した。

二 施行期日等

1 施行期日等

公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日

2 この条例の廃止

公布の日から六月を経過した日の前日までに広島市において市営飛行場の設置及び管理に関する条例が施行されない場合は、廃止するものとする。

★ 広島県歯と口腔の健康づくり推進条例（条例第二十三号）

一 制定の理由

歯と口腔の健康づくりが、全身の健康を保持又は増進させ、県民の健全な食生活の実践などに重要な役割を果たしていることに鑑み、その推進に関する基本理念を定め、県の責務と、保健医療等関係者などの役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項等を定め、生涯にわたる県民の健康的な生活の実現を図るため、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 基本理念

歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策は、次の事項を基本理念として行われなければならない。

(一) 県民一人ひとりが自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること。
(二) 県内の全ての地域において、全ての県民が、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期において、適切かつ効果的な歯及び口腔の保健医療サービスを受けることができる環境の整備を推進すること。

(三) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

2 県の責務等及び県民等の役割

(一) 県の責務

(1) 県は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び継続的かつ効果的に実施する責務を有する。

(2) 県は、市町、保健医療等関係者、教育関係者、事業者、保険者、歯科医療機関その他の関係機関及び関係団体と連携し、及び協力するとともに、それらが実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ効果的な実施に必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うものとする。

(二) 市町との連携等

県は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、住民に身近な保健サービスを実施する市町との連携、協力及び調整に努めるものとする。

(三) 教育関係者等の役割

(1) 教育関係者及び保健医療等関係者は、基本理念にのっとり、相互に連携及び協力をしながら、児童生徒等に対する健康診断その他の事業を行うものとする。
(2) 教育関係者等は、基本理念にのっとり、県民の歯と口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、他の者が行う歯と口腔の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(3) 教育関係者等は、県民の歯と口腔の健康づくりを支援するための研修等を実施

するよう努めるものとする。

(四) 事業者及び保険者の役割

(1) 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する従業員の歯科検診及び歯科保健指導の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

(2) 保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者の歯科検診等の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

(五) 歯科医療機関の役割

歯科医療機関は、県民の歯及び口腔の健康の保持に資するため、かかりつけ歯科医機能を十分に発揮し、良質かつ適切な歯科医療又は検診及び保健指導を行うとともに、基本理念にのっとり、県及び健康づくり施策実施者が歯と口腔の健康づくりに関して講じる施策に協力するよう努めるものとする。

(六) 県民の役割

(1) 県民は、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持つよう努めるものとする。

(2) 県民は、県及び健康づくり施策実施者が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策、かかりつけ歯科医機能を有する歯科医療機関による支援等を活用することにより、定期的に歯科健診を受けるとともに、必要に応じて歯及び口腔の疾患の予防、治療その他必要な措置を受ける等、自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

3 基本的施策

(一) 基本的施策の推進

(1) 県は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりを図るための基本的施策として、次の事項の実施を推進するものとする。

ア 歯と口腔の健康づくりに関する知識の情報収集及び普及啓発に関すること。

イ 八〇二〇運動、噛ミング三〇運動その他県民運動等の推進に関すること。

ウ 健康づくり施策実施者との連携体制の構築に関すること。

エ 健康づくり施策実施者が行う母子保健、学校保健、成人及び高齢者の保健、労働衛生、介護予防、食育等を通じた歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の促進に関すること。

オ 健康づくり施策実施者が行うむし歯予防対策、歯周病等の予防・管理、歯及び口腔の保健指導など、県民の生涯にわたる効果的な歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の促進に関すること。

カ 介護を必要とする者、障害のある者その他特に配慮を要する者に対する歯科に関する保健医療サービスの確保、地域の実情を踏まえた歯科医療の確保、かかりつけ歯科医機能の充実その他歯科医療提供体制の整備に関すること。

キ 歯と口腔の健康づくりに携わる者の資質の向上に関すること。
ク 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の効果的な実施に資する調査及び研究の実施に関すること。

(2) 県は、基本的施策を実施するため、健康づくり施策実施者が行う歯と口腔の健康づくりに関する活動に対し、その設置する保健所による広域的又は専門的な見地からの情報の提供、助言等を行うものとする。

(二) 県民歯科疾患実態調査等

(1) 県は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、評価するための基礎資料とするため、おおむね五年ごとに、県民の歯科疾患のり患状況等に関する調査を行うものとする。

(2) 県民歯科疾患実態調査の調査対象として県が指定した者は、県民歯科疾患実態調査の実施に協力するよう努めるものとする。

(3) 県は、県民歯科疾患実態調査の結果を補完するため、健康づくり施策実施者が実施する歯科健診の結果の収集及び集計を毎年行うものとする。

(4) 県は、県民歯科疾患実態調査を行ったときは、その結果を県民に公表するものとする。

(三) 広島県歯と口腔の健康づくり推進計画

(1) 県は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策が総合的かつ計画的に推進されるよう、県民歯科疾患実態調査等の結果等を勘案して、歯と口腔の健康づくりの推進に関する基本的な計画を定めるものとする。

(2) 県は、広島県歯と口腔の健康づくり推進計画を定めようとするときは、あらかじめ歯と口腔の健康づくりに関する学識経験者の意見を聴くとともに、県民及び健康づくり施策実施者の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。

(3) 広島県歯と口腔の健康づくり推進計画は、健康増進計画、医療計画、介護保険事業支援計画、食育推進計画その他の県が策定する歯と口腔の健康づくりの推進に関する計画との調和が保たれたものとする。

(4) 県は、広島県歯と口腔の健康づくり推進計画を定めたときは、速やかに、これを県民に公表するものとする。

(5) 県は、県民歯科疾患実態調査等の結果及び歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の進捗状況等を勘案して、必要に応じて広島県歯と口腔の健康づくり推進計画を見直すものとする。

(四) 市町歯科保健計画

(1) 市町は、当該市町の実情に応じた住民の歯と口腔の健康づくりに関する施策をより継続的かつ効果的に推進するため、広島県歯と口腔の健康づくり推進計画の内容を踏まえ、当該市町における歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画を策定することができる。

(2) 県は、市町が市町歯科保健計画を策定しようとする場合には、当該市町の求めに応じ、情報の提供及び専門的又は技術的な助言を行うものとする。

(五) いい歯の週間

(1) 県民の間に広く歯と口腔くわうの健康づくりについての関心と理解を深め、県民が積極的に歯科疾患を予防する意欲を高めるため、いい歯の日及びいい歯の週間を設ける。

(2) いい歯の日は、十一月八日とし、いい歯の週間は、同日から同月十四日までとする。

(3) 県は、いい歯の週間の趣旨にふさわしい事業を実施するとともに、市町が歯の衛生週間等を行う事業等を尊重し、市町と連携して、歯と口腔くわうの健康づくりに関する普及啓発に努めるものとする。

(六) 財政上の措置

県は、歯と口腔くわうの健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

三 施行期日

平成二十三年三月十四日

★ ひろしま地産地消推進県民条例（条例第二十四号）

一 制定の理由

地産地消の取組が、県内農林水産物等に対する理解と愛着を深め、健全な食生活や地域の活性化を促進し、ひいては、県民の郷土愛等を育むことが期待されるため、その推進に関する基本理念を定め、県の責務と、生産者、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、地産地消の推進に関し基本となる事項を定め、本県における農林水産業の持続的な発展などを図るため、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 定義

この条例における地産地消、県内農林水産物等、生産者及び事業者の用語の意義を定める。

2 基本理念

- (一) 地産地消の推進は、県、市町、生産者、事業者及び県民が相互に連携し、農林水産業の取組及び県内農林水産物等の情報を共有することを通じて、信頼関係を構築し、互いの立場を理解し、及び協力しながら行うものとする。
- (二) 地産地消の推進は、安全で安心な県内農林水産物等の県民への安定的な供給を基本として行うものとする。
- (三) 地産地消の推進は、県民の豊かな食生活の維持向上並びに地域の伝統的な食文化の継承及び発展に資するよう行うものとする。
- (四) 地産地消の推進は、市町、生産者、事業者及び県民の自発的な取組を尊重しながら行うものとする。

3 県の責務等及び県民等の役割

(一) 県の責務

県は、基本理念にのっとり、市町、生産者、事業者及び県民と連携し、かつ、協力して、地産地消を促進するよう、関連する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(二) 市町への支援

県は、市町が実施する地産地消の促進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な支援その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(三) 生産者の役割

(1) 生産者は、基本理念にのっとり、より安全で安心な農林水産物の生産に係る自らの責任を自覚するとともに、消費者の求める質の高い農林水産物の生産に努めるものとする。

(2) 生産者は、農林水産物の品質等に関する情報を提供するとともに、県、市町、事業者及び県民と連携し、かつ、協力して、積極的に地産地消に取り組むよう努めるものとする。

(四) 事業者の役割

- (1) 事業者は、基本理念にのっとり、県内農林水産物等を優先的に取り扱い、又は使用するよう努めるものとする。
- (2) 事業者は、地産地消の推進のため、県又は市町が実施する取組に協力するとともに、生産者及び県民と連携した取組を行うよう努めるものとする。

(五) 県民の役割

- (1) 県民は、農林水産業が果たす多面にわたる機能と県内農林水産物等に対する理解を深めるとともに、県内農林水産物等を優先して消費するよう努めるものとする。

- (2) 県民は、より安全で安心な農林水産物を生産する生産者の取組を尊重するとともに、県、市町、生産者及び事業者と連携し、かつ、協力して、積極的に地産地消に取り組むよう努めるものとする。

4 基本的施策

(一) 広島県地産地消促進計画

- (1) 県は、地産地消の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、広島県地産地消促進計画を作成するものとする。

- (2) 県は、促進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(二) 地産地消に関する啓発活動

県は、地産地消に対する県民の関心及び理解を深めるとともに、生産者、事業者及び県民が地産地消に関する情報を共有し、及び相互理解を深めるため、情報の提供、啓発活動等を実施するよう努めるものとする。

(三) 県の施設等における県内農林水産物等の優先使用

県は、県が設置する公の施設又は県が主催する行事等において、農林水産物又はこれらを加工した食品の提供を行うときは、県内農林水産物等を優先的に使用するよう努めるものとする。

(四) 食育との連携

県は、地産地消の推進に当たっては、市町、生産者、事業者及び県民と連携し、かつ、協力して、食育推進運動との連携を図るよう努めるものとする。

(五) 実施状況の公表

知事は、地産地消の促進に関する施策の実施状況について、毎年公表するものとする。

(六) 財政上の措置

県は、地産地消の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(七) 多様な主体の連携

県は、地産地消に関係する多様な主体が相互に連携を図ることにより、地産地消を効率的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

三 施行期日

平成二十三年三月十四日

★ 広島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める
条例の一部を改正する条例（条例第二十五号）

一 改正の理由

平成二十三年四月十日実施予定の広島県議会議員一般選挙の選挙区の議員の数の算定において適用する本県の人口について、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の規定により、平成十七年の国勢調査結果によるものとするため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十三年三月十四日

★ 広島県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第二十六号）

一 改正の理由

広島県局設置条例の一部改正に伴い常任委員会の所管を整理するため、所要の改正を行った。

二 施行期日

平成二十三年四月一日